

第16章 工事施行に係る手続

16.1 着手の届出

細則

(工事着手届出書)

第六条 法第十二条第一項又は第三十条第一項の規定による許可を受けた工事主は、当該許可に係る工事に着手したときは、工事着手届出書（別記様式第七号）を知事に提出しなければならない。

解説

工事の許可を受けた者は、その工事に着手したときは、工事着手届に次の書類を添えて、県知事に提出しなければなりません。また、許可又は届出に係る土地の見やすい場所に、主務省令で定めるところにより、氏名又は名称その他の主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければなりません（法第49条）

- ・ 標識の設置状況を明らかにする写真
- ・ 防災計画平面図
- ・ 工事の工程を示す書類
- ・ 緊急時における連絡方法

Point

工事着手届出書：⇒様式編 県様式

16.2 変更の許可又は届出

16.2.1 変更の許可

法律

(変更の許可等)

第十六条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 略

3 第十二条第二項から第四項まで、第十三条、第十四条及び前条第一項の規定は、第一項の許可について準用する。

4 第一項又は第二項の場合における次条から第十九条までの規定の適用については、第一項の許可又は第二項の規定による届出に係る変更後の内容を第十二条第一項の許可の内容とみなす。

※特定盛土等規制区域については、法第三十五条で同様に規定

省令

(変更の許可の申請)

第三十七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十六条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第七の申請書の正本及び副本に、第七条第一項各号に掲げる書類のうち宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第十六条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第八の申請書の正本及び副本に、第七条第二項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、省令第六十七条で同様に規定

細則

(工事計画の変更許可)

第八条 工事主は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十六条第一項の許可を受けようとするときは、省令第三十七条第一項に規定する書類のほか、工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものに係る新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

2 工事主は、土石の堆積に関する工事について、法第十六条第一項の許可を受けようとするときは、省令第三十七条第二項に規定する書類のほか、工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものに係る新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

3 工事主は、特定盛土等に関する工事について、法第三十五条第一項の許可を受けようとするときは、省令第六十七条第一項に規定する書類のほか、工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものに係る新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

4 工事主は、土石の堆積に関する工事について、法第三十五条第一項の許可を受けようとするときは、省令第六十七条第二項に規定する書類のほか、工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものに係る新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

解説

工事の工事主は、当該許可に係る工事の計画を変更しようとする場合には、軽微な変更を除き、変更許可を受ける必要があります。

なお、変更の許可は、工事の許可に準じ、許可基準、許可の付帯条件、許可事項の公表や関係市町村への通知が適用されるほか、許可後には、変更後の許可の内容への適合を確認するため、中間検査、定期の報告、完了検査等が必要です。工事の計画を変更する場合には、工事の変更許可申請書とともに、工事の計画の変更に伴いその内容が変更される書類を添付して、提出してください。

Point

変更許可申請書（土地の形質変更）、変更許可申請書（土石の堆積）：⇒様式編 国様式

16.2.2 変更の届出

法律

(変更の届出等)

第二十八条 前条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、当該変更後の工事に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、当該変更後の工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 前条第五項の規定により同条第一項の規定による届出をしたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可の申請は、当該工事に係る前項の規定による届出とみなす。
- 3 前条第二項から第四項までの規定は、第一項の規定による届出について準用する。

省令

(変更の届出)

第六十一条 特定盛土等に関する工事について、法第二十八条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第二十一の届出書に、第五十八条第一項各号に掲げる書類のうち特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

- 2 土石の堆積に関する工事について、法第二十八条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第二十二の届出書に、第五十八条第二項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

解説

特定盛土等規制区域内において行われる工事の工事主は、届出に係る工事の計画を変更しようとする場合には、変更後の工事に着手する日の30日前までに届出をする必要があります。

工事の計画を変更する場合には、工事の変更届出書とともに、工事の計画の変更に伴いその内容が変更される書類を添付して、提出してください。

開発許可を取得することにより届出をしたものとみなされた工事は、計画の変更についても都市計画法の規定により変更の手続を行ってください。

Point

特盛区域における工事の届出書（土地の形質変更）、特盛区域における工事の届出書（土石の堆積）

⇒様式編 国様式

16.2.3 工事の計画の変更に当たらない申請書類の修正

工事の計画の変更に当たらない場合でも、既に提出済の申請書類に影響がある変更が生じた際には、申請書類修正申告書に変更内容が分かる書類を添付して提出してください。

当該修正が工事の計画変更にあたるかどうかについては、必ず許可権者に確認してください。

16.3 軽微な変更

法律

(変更の許可等)

第十六条 略

2 第十二条第一項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

※特定盛土等規制区域については、法第三十五条で同様に規定

省令

(軽微な変更)

第三十八条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十六条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- 二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

2 土石の堆積に関する工事について、法第十六条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- 二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更（当該変更後の工事予定期間（着手予定年月日から完了予定年月日までの期間をいう。以下この号において同じ。）が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。）

※特定盛土等規制区域については、省令第六十八条で同様に規定

細則

(軽微変更届出書)

第九条 法第十六条第二項又は第三十五条第二項の規定による届出は、軽微変更届出書（別記様式第十号）を提出することにより行わなければならない。

解説

工事の許可を受けた者は、軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を軽微変更届出書により届け出なければなりません。以下の事項に該当する変更は、軽微な変更として取扱います。変更許可の申請は不要です。

[土地の形質変更に関する工事]

- ・工事主の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ・設計者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ・工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ・工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

[土石の堆積に関する工事]

- ・工事主の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ・設計者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ・工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ・当該変更後の工事予定期間が当該変更前の工事予定期間を超えない工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

ただし、土石の堆積に関する工事について、変更前の工事予定期間を超える変更は、軽微な変更ではなく、変更許可が必要となります。

Point

軽微な変更の届出書：⇒様式編 県様式

・工事主、設計者、工事施行者の変更は、変更許可の対象となります。（一般承継の場合を除く）

16.4 工事の中止・廃止・再開

細則

（工事中止等の届出）

第十二条 工事主は、法第十二条第一項又は第三十条第一項の許可（法第十五条第一項又は第三十四条第一項の規定により、法第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を受けたものとみなされるものを含む。）を受けた工事を中止若しくは廃止しようとするとき又はその中止した工事を再開しようとするときは、速やかに工事中止・廃止・再開届（別記様式第十五号）を知事に提出しなければならない。

解説

許可工事の中止・廃止・再開を行う場合、速やかに工事の中止・廃止・再開届を知事に届け出てください。また、中止・廃止届を提出後、災害の防止措置がなされていることを確認します。

許可工事を中止・廃止・再開しようとするときは、事前に許可権者にご相談の上、届出を提出してください。

Point

工事中止・廃止・再開届：⇒様式編 県様式

16.5 許可に基づく地位の承継

16.5.1 一般承継

許可を受けた工事主の相続人等の一般承継人は、被承継人の有していた許可に基づく地位を引き継ぎます。地位を承継したときは、軽微な変更として速やかに許可権者に届け出てください。

一般承継人に工事を相続する意思のないときは、工事廃止届を提出してください。この場合にも、一般承継人は工事の廃止に必要な防災上の措置を完了させてください。

16.5.2 特定承継

許可を受けた工事主から工事を施行する権利を取得した特定承継人は、一般承継人とは異なり、改めて工事の許可を受けなければなりません。

Point

・一般承継人とは、相続人のほか、合併後存続する法人(吸収合併)又は合併により新たに設立された法人(新設合併)を指します。特定承継人とは、一般承継人以外の承継人を指します。

